証券コード　3993
2024年12月５日
（電子提供措置の開始日2024年11月28日）

株　主　各　位

東京都文京区本郷二丁目35番10号
本郷瀬川ビル４Ｆ
株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
代　表　取　締　役　　上野山　勝也

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認ください。

当社ウェブサイト
https://www.pkshatech.com/ir/library/?category=library.meeting

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ）又は証券コード（3993）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月19日（木曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年12月20日(金曜日)午前10時
※受付開始は午前９時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台三丁目11番１号
三井住友海上駿河台新館３Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ御茶ノ水　ジョイント３A+３B+３C

３．会議の目的事項

報告事項　１．第12期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

４．その他招集にあたっての決定事項

（１）　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

（２）　議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（３）　インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
　なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、以下事項を省略しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員が監査をした書類の一部であります。

議決権行使方法のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時 **2024年12月20日（金曜日）午前10時開催**
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■ 当日ご出席いただけない場合

▌郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

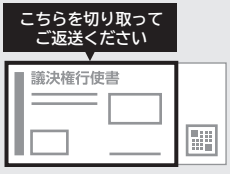

行使期限 **2024年12月19日（木曜日）午後7時必着**

▌インターネット等によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。
▶詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限 **2024年12月19日（木曜日）午後7時まで**

議決権行使ウェブサイト▸https://www.web54.net

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。
▶次頁に詳しくご紹介しています

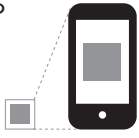

「スマート行使」による議決権行使について

❶ スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

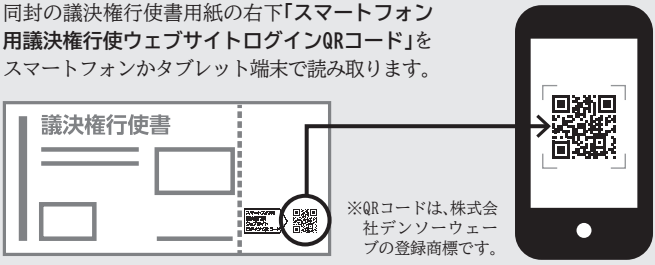

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は２つあります。

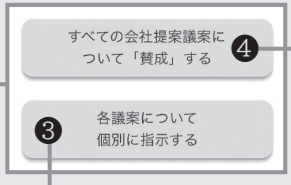

❸ 各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

❹ すべての会社提案議案について「賛成」する

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■インターネット等による議決権行使について

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

なお、インターネット等による議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▸

https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

0120-652-031

（受付時間 9：00～21：00）

❶ WEBサイトへアクセス

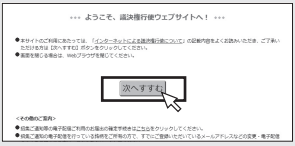

❷ ログインする

❸ パスワードの入力

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使）等により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使）等によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使）等によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
  機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS」という。）を適用しており、前連結会計年度の数値もIFRSベースに組み替えて比較分析を行っております。

当社グループは、「未来のソフトウエアを形にする」というミッションのもと、自然言語処理、画像認識、機械学習/深層学習技術を用いたアルゴリズムの研究開発、ソリューション提供、プロダクトの拡販による社会実装を進めております。

AI Research & Solution事業では、アルゴリズム・知能化技術の事業化を行っており、パートナー企業のニーズに合わせて共同研究開発からソリューションの提供までを一気通貫で実施しております。また、実オペレーションを通じた製品/サービス開発の一環で、IoT機器からリアル空間のデータをクラウド上に収集し顧客への価値提供を実現するサービスの開発を、モビリティ事業（駐車場機器の製造販売事業）を通じて行っております。

AI SaaS事業では、AI Research & Solution事業におけるアルゴリズムの開発成果をもとに、汎用的なニーズに対応するプロダクトを販売しております。企業における「顧客接点」及び「社内業務」領域向けにソフトウエアプロダクトを提供することで、人の業務を効率化し能力を拡張していく形で、ビジネス支援や企業の課題解決を実現しております。

当連結会計年度は、深刻化する人材不足とAIの技術進化による顧客ニーズの高まりを背景に、顧客基盤の拡大、及びAI Research & Solution事業とAI SaaS事業の両輪での事業拡張を目指す成長戦略のもと、当社内の事業間連携の強化及び顧客への未来提案を推進してきた結果、AI Research & Solution事業におけるソリューション案件数、並びにAI SaaS事業におけるプロダクトの導入社数及び年間経常収益の積み上げを着実に実現しております。また、今後の成長に向けて優秀な人材の採用を進めるとともに、ソフトウエアプロダクトの強化や研究開発などの先行投資に注力してまいりました。さらに、当連結会計年度において、人事ソリューションを提供する株式会社トライアンフ（以下「トライアンフ」という。）を子会社化いたしました。トライアンフの有する人事領域の専門性と当社AI技術を活用したソリューションの高度化、AI SaaSの人事領域における機能拡張等を通じて、当社グループの事業規模を一層拡大させてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上収益は16,893,185千円(前年度比21.5%増)となりました。これは主に、AI Research & Solution事業におけるソリューション案件の獲得とAI SaaS事業におけるプロダクトの販売が拡大したこと、及びトライアンフが連結業績に寄与したことによるものであります。また、モビリティ事業につきましても前年度比で堅調に推移しております。

事業利益は3,148,895千円(前年度比266.7%増)となりました。これは主に売上収益が増加したことに加えて、第２四半期会計期間において、過年度に計上した信託型ストックオプション関連損失について、支払実務の進捗に伴う金額精緻化により差益（342,631千円）が発生したことによるものであります。

税引前当期利益は3,343,266千円(前年度比842.7%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,100,104千円(前年同期は4,711千円)となりました。これは事業利益の増加に加えて、持分法による投資損益及び投資有価証券運用損益が改善したこと等によるものであります。

なお、前年同期において、特殊要因として信託型ストックオプション関連損失(事業利益段階：1,083,800千円、その他の費用：361,888千円）が計上されております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(AI Research & Solution事業)

AI Research & Solution事業につきましては、生成AIの出現に伴って当社の強みである自然言語処理技術の適応範囲が拡張しており、パートナー企業からのニーズに対応したアルゴリズムソフトウエアの研究開発やソリューション案件が継続して増えていることから、売上は堅調に推移いたしました。また、モビリティ事業において、顧客である駐車場運営会社の新規駐車場開設への投資意欲が改善しており、前年度比で駐車場機器の販売が増加しているとともに、子会社化したトライアンフも連結業績へ寄与しております。

この結果、売上収益は10,008,806千円(前年度比27.7%増)、セグメント利益は1,956,217千円(前年度比262.7%増)となりました。

(AI SaaS事業)

AI SaaS事業につきましては、AI SaaSの導入による業務の高度化・自動化を進めるニーズが拡大している環境の中で、自動応答エンジンを中心にAI SaaSの新規受注とライセンスの積み上げを進めてまいりました。AI SaaS事業下にある連結子会社間及び事業間での連携を推進し、新規顧客の獲得及び既存顧客への相互送客等を通じて売上並びに利益の成長に繋げております。

この結果、売上収益は7,031,959千円(前年度比15.8%増)、セグメント利益は2,495,122千円(前年度比50.6%増)となりました。

なお、事業利益は売上収益から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除した、日本基準における営業利益に相当する指標であり、セグメント利益は事業利益ベースの数値であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は826,807千円であり、その主なものは工具、器具及び備品及びソフトウエアであります。

(3) 資金調達の状況

2024年５月31日に合同会社桜坂３号が株式会社トライアンフの株式取得費用として株式会社みずほ銀行から1,600,000千円の借入れを行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、2024年５月31日、株式会社トライアンフの発行済株式の100％にあたる1,857,549株を1,686,852千円で取得しております。

(8) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存クライアントの契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

② 営業体制の強化

不可逆な労働力減少や在宅勤務による労働環境の変化によって、今後も当社グループ製品へのニーズは高まるものと考えております。

当社グループは、今後の事業拡大に合わせて充分な体制を維持強化すべく、営業人材の積極的な採用、並びにグループ間でのノウハウのシェアに取り組んでまいります。

③　社内環境の整備

品質・価格・納期・安心・安全すべての面で、高いレベルの価値と満足を提供することを使命としており、永続的な会社発展のためには従業員が働きやすい環境をつくることが不可欠であると考えております。

業務の効率化や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えることにより、従業員がより働きやすい環境をつくるように取り組んでまいります。

④　内部管理体制の強化

当社グループは事業内容の進化、グループ会社の増加により、事業・組織両面での成長を続けている段階にあって、グループ全体での業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社及び子会社・関連会社との適切な連携を前提としたバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、企業規模の拡大に適う、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑤　情報管理体制の強化

当社グループはシステム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑥　システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上でクライアントにサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。そのため、安定性の高いサービスを提供する上では、顧客及びトラフィック等を考慮したサーバ増設等の設備投資やサーバ管理を行っていくことが重要であり、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区　分		第11期	第12期 (当連結会計年度)
		2023年９月期	2024年９月期
売上収益	(千円)	13,908,918	16,893,185
事業利益	(千円)	858,674	3,148,895
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	4,711	2,100,104
基本的１株当たり当期利益	(円)	0.15	67.78
資産合計	(千円)	38,874,674	41,696,338
資本合計	(千円)	29,454,208	32,333,057

(注) １．当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第11期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

２．当社は従業員等へのインセンティブプランとして信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度を導入しております。第11期以降の１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数からは、本制度により信託が所有する当社株式の数を控除しております。

日本基準

区　分		第９期	第10期	第11期
		2021年９月期	2022年９月期	2023年９月期
売上高	(千円)	8,727,071	11,509,927	13,908,918
経常利益	(千円)	572,337	1,551,423	1,824,574
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	139,431	836,612	760,451
１株当たり当期純利益	(円)	4.58	27.38	24.82
純資産	(千円)	28,717,432	29,255,820	28,814,423
総資産	(千円)	35,975,078	35,799,405	36,886,991

(注) １．第10期第３四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第９期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

２．当社は従業員等へのインセンティブプランとして信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度を導入しております。第11期以降の１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数からは、本制度により信託が所有する当社株式の数を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第９期	第10期	第11期	第12期（当事業年度）
	2021年９月期	2022年９月期	2023年９月期	2024年９月期
売上高 （千円）	1,614,175	1,710,408	2,260,816	3,328,288
経常利益 （千円）	455,282	327,117	339,121	748,315
当期純利益又は当期純損失(△) （千円）	274,459	86,270	△144,835	697,533
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) （円）	9.01	2.82	△4.73	22.51
純資産 （千円）	27,790,345	27,543,609	26,719,405	27,672,616
総資産 （千円）	28,204,970	27,889,250	28,823,244	28,444,633

(注)当社は従業員等へのインセンティブプランとして信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度を導入しております。第11期以降の１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数からは、本制度により信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社PKSHA Workplace	2,500千円	100.0%	AI SaaS事業
株式会社アイテック	10,000千円	100.0%	AI Research & Solution事業
株式会社PKSHA Associates	14,520千円	100.0%	AI SaaS事業
株式会社PKSHA Communication	1,000千円	100.0%	AI SaaS事業
株式会社トライアンフ	225,109千円	100.0%	AI Research & Solution事業

(11) 主要な事業内容

当社グループでは、「未来のソフトウエアを形にする」をコーポレートミッションに、以下を主要な事業としております。

① AI Research & Solution事業

アルゴリズム・知能化技術の事業化を行っており、パートナー企業のニーズに合わせて共同研究開発からソリューションの提供までを一気通貫で実施しております。また、連結子会社である株式会社アイテックでは、実オペレーションを通じた製品・サービス開発の一環で、IoT機器からリアル空間のデータをクラウド上に収集し顧客への価値提供を実現するサービスの開発を、駐車場機器の製造販売事業を通じて行っております。

② AI SaaS事業

AI Research & Solution事業におけるアルゴリズムの開発成果をもとに、汎用的なニーズに対応するAI SaaSプロダクトを販売しております。当事業は株式会社PKSHA Workplace、株式会社PKSHA Communication、株式会社PKSHA Associatesの３社で構成されており、自動応答エンジン「PKSHA Chatbot」や「PKSHA Voicebot」、FAQシステム「PKSHA FAQ」、RPAソフトなどのプロダクト群を展開しております。企業における「顧客接点」及び「社内業務」領域向けにAI SaaSプロダクトを提供することで、労働力不足を背景とした業務の自動化/高度化ニーズの高まりの中、人の業務を効率化し能力を拡張していく形で、ビジネス支援や課題解決のサポートをしております。

(12) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京（東京都文京区）

② 子会社

名称	所在地
株式会社PKSHA Workplace	東京（東京都文京区）
株式会社アイテック	東京（東京都文京区）
株式会社PKSHA Associates	東京（東京都渋谷区）
株式会社PKSHA Communication	東京（東京都文京区）
株式会社トライアンフ	東京（東京都渋谷区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
683(112)名	218名増

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．前連結会計年度末に比べ「従業員数」が218名、「臨時従業員数」が72名それぞれ増加しておりますが、業容の拡大に伴い期中採用が増加したこと、株式会社トライアンフが連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	10名増	35.4歳	2.6年

(注) 1．従業員数は当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

2．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数を含んでおりません。

（14）主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,237,150千円
株式会社みずほ銀行	1,577,500千円

２．株式に関する事項（2024年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　　40,000,000株
（2）発行済株式の総数　　31,146,268株（自己株式801,732株除く）
（3）株主数　　26,057名
（4）大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
上野山　勝也	9,455,500	30.36
山田　尚史	2,706,300	8.69
株式会社ＬＵＣＥ　Ｃａｐｉｔａｌ	1,106,000	3.55
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND （常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	775,100	2.49
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC （常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行決済事業部）	773,455	2.48
トヨタ自動車株式会社	766,600	2.46
日本証券金融株式会社	497,100	1.60
松井証券株式会社	419,600	1.35
松尾　豊	400,400	1.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	372,096	1.19

(注)1．持株比率は自己株式（801,732株）を控除して算出しております。なお、コタエル信託株式会社（信託口）が役職員等インセンティブ制度の信託財産として所有している当社株式119,800株は自己株式には該当しませんが、当社と信託が一体であるとする会計処理に基づき、貸借対照表上は自己株式として表示しております。
２．山田 尚史氏の持株数については、議決権を保持している信託口の株数を含めております。
３．株式会社LUCE Capitalは、代表取締役上野山 勝也の資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は従業員等へのインセンティブプランとして信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度を導入しております。本制度は、当社代表取締役上野山勝也が金銭を拠出することにより設定した信託が当社株式を取得し、当社が定める株式交付ガイドラインに従って、受益者要件を満たした従業員に対して、信託を通じて当社株式が交付される制度であります。2024年９月30日現在、信託口が所有する当社株式は119,800株であります。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年３月21日開催の当社取締役会において、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の社外協力者についても株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第８回新株予約権
発行決議日		2024年３月21日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式40,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり1,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり529,000円 （１株当たり5,290円）
権利行使期間		2028年１月１日から 2034年４月11日まで
行使の条件		（注）
割当先	社外協力者	新株予約権の数　　400個 目的となる株式数　40,000株 割当者数　　３人

（注）１．本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2027年９月期から2029年９月期までのいずれかの連結事業年度において、当社の連結損益計算書に記載される国際財務報告基準に基づく売上収益が 400 億円を超過し、かつ、事業利益が 70 億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記の業績に関する判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書の数値を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、連結損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

２．本新株予約権者は、割当日から2026年９月30日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．会社役員に関する事項（2024年９月30日現在）

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	上野山　勝也	
取締役	水谷　健彦	株式会社ＪＡＭ　代表取締役 AnyMind Group株式会社　Managing Director
取締役	吉田　行宏	株式会社アイランドクレア　代表取締役 株式会社ＬＩＦＥ　ＰＥＰＰＥＲ　代表取締役
取締役 監査等委員	藤岡　大祐	ESネクスト有限責任監査法人　理事パートナー
取締役 監査等委員	下村　将之	下村総合法律事務所　所長 株式会社Ｌ　代表取締役
取締役 監査等委員	佐藤　裕介	STORES株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役水谷健彦氏、取締役吉田行宏氏、取締役藤岡大祐氏、取締役下村将之氏及び取締役佐藤裕介氏は、社外取締役であります。
２．当社は、内部監査室に専任者を配置し、監査等委員と緊密に連携した監査体制を構築するとともに、選定監査等委員が主要な会議への出席や日々の業務状況のモニタリングが可能な環境を整えているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
３．監査等委員藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査等委員下村将之氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。
５．監査等委員佐藤裕介氏は、上場会社の元取締役として企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
６．取締役水谷健彦氏、取締役吉田行宏氏、取締役藤岡大祐氏、取締役下村将之氏、取締役佐藤裕介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役などの役員全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が取締役、監査役などの役員の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年３月10日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬は、月例の基本報酬のみとし、地位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針を踏まえたものとなっていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2020年12月22日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）は４名です。監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年12月22日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の具体的な報酬等の額については、代表取締役が業務全般を統括していることから、株主総会において承認された総額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役上野山勝也が、個人別の報酬等の決定方針に沿って決定しております。監査等委員である取締役の具体的な報酬等の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、各監査等委員の能力、監査実績などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役の協議にて決定することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	３名 （２名）	76,998千円 （ 71,238千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３名 （３名）	30,000千円 （ 30,000千円）
合計	６名	106,998千円

（注）当事業年度の取締役の報酬等の額には、信託型ストックオプションの源泉所得税等の要納付額相当分に対応する代替的な報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対する報酬額64,488千円（うち社外取締役に対し64,488千円）、取締役（監査等委員）に対する報酬額22,200千円（うち社外取締役に対し22,200千円）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	水谷健彦	株式会社ＪAM	代表取締役
		AnyMind Group株式会社	Managing Director
社外取締役	吉田行宏	株式会社アイランドクレア	代表取締役
		株式会社ＬＩＦＥ　ＰＥＰＰＥＲ	代表取締役
社外取締役（監査等委員）	藤岡大祐	ESネクスト有限責任監査法人	理事パートナー
社外取締役（監査等委員）	下村将之	下村総合法律事務所	所長
		株式会社Ｌ	代表取締役
社外取締役（監査等委員）	佐藤裕介	STORES株式会社	代表取締役社長

（注）1．社外取締役水谷健彦氏は株式会社JAMの代表取締役を兼任しており、当社は同社との間に人事コンサルティング契約等の取引がありますが、取引は僅少であります。
2．社外取締役吉田行宏氏は株式会社アイランドクレアの代表取締役を兼任しており、当社は同社との間に人事コンサルティング契約等の取引がありますが、取引は僅少であります。
3．その他重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	水谷健彦	当事業年度に開催された取締役会18回中16回に出席いたしました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、人材マネジメントの観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	吉田行宏	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、組織マネジメントの観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	藤岡大祐	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、特に財務・経理の観点やガバナンス体制の構築に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	下村将之	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、特にコンプライアンスに関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	佐藤裕介	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、事業戦略の観点を中心に経営全般に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)である水谷健彦氏、吉田行宏氏、藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

５．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	127,850千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、IFRS業務に関するアドバイザリー報酬についての対価を支払っております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、2016年12月14日開催の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部を改定しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

c コンプライアンスの状況は、会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

d 代表取締役直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

b 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

b リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部門にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的なリスクに対しては経営管理本部が中心となって対応を図るものとする。

c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
d 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
b 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
c 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である経営管理本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会に報告する。
b 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
c 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
d 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を１名以上配置することとする。

⑧　前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)からの独立性並びに当社の監査等委員会の前号の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 当該補助者は、当該補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
b 当該補助者は、監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組み、その指示の具体的内容については守秘義務を有する。
c 当該補助者の任命、異動、評価、懲戒、賃金の改定等に関しては、監査等委員会の意見を尊重する。

⑨　当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)及び使用人並びに当社子会社の役員等及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
a 当社及び関係会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、監査等委員会に速やかに報告するものとする。
b 当社及び関係会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある若しくは発生した場合は、監査等委員会に速やかに報告するものとする。
c 監査等委員会は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑩　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに関係会社の役員等及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に周知徹底する。

⑪　監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用及び債務並びにそれらの処理については、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑫　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
b 監査等委員会の要請に基づき監査等委員が当社及び当社グループの会議に出席する機会を確保する等、監査等委員会による監査の実効性を確保するための体制整備に努める。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
b 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
①　内部統制システム全般
当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて改善を行っております。

②　取締役の職務執行
取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査等委員が取締役会に出席いたしました。

③　内部監査
代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

④　監査等委員会監査
監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で適宜情報交換を行うことで、監査の実効性を確保しております。
また、当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を確認するとともに、より効率的な運用を行うための助言を行っております。

連結財政状態計算書

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,684,391	流動負債	5,103,127
現金及び現金同等物	15,265,932	営業債務及びその他の債務	765,413
営業債権及びその他の債権	2,592,605	借入金	918,570
棚卸資産	624,663	リース負債	624,261
未収法人所得税	198,650	未払法人所得税	361,270
その他の流動資産	511,210	契約負債	509,888
小計	19,193,062	その他の流動負債	1,587,254
売却目的で保有する資産	491,329	小計	4,766,658
非流動資産	22,011,947	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	336,468
有形固定資産	1,588,735	非流動負債	4,260,154
使用権資産	959,443	借入金	2,796,080
のれん	6,992,689	リース負債	376,420
無形資産	5,594,240	引当金	191,623
持分法で会計処理されている投資	1,404,639	繰延税金負債	802,477
その他の金融資産	5,095,029	その他の非流動負債	93,552
繰延税金資産	368,030	負債合計	9,363,281
その他の非流動資産	9,138	資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	32,245,476
		資本金	10,000
		資本剰余金	26,145,713
		利益剰余金	7,498,782
		自己株式	△1,745,362
		その他の資本の構成要素	336,343
		非支配持分	87,581
		資本合計	32,333,057
資産合計	41,696,338	負債資本合計	41,696,338

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

（単位：千円）

売上収益	16,893,185
売上原価	△8,361,553
売上総利益	8,531,631
販売費及び一般管理費	△5,382,736
事業利益	3,148,895
その他の収益	119,067
その他の費用	△32,268
営業利益	3,235,694
金融収益	122,714
金融費用	△38,827
持分法による投資損益	23,685
税引前当期利益	3,343,266
法人所得税費用	△1,240,558
当期利益	2,102,707
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,100,104
非支配持分	2,603

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	10,000	25,594,723	5,398,941	△1,786,736
当期利益			2,100,104	
その他の包括利益				
包括利益合計	―	―	2,100,104	―
株式報酬取引		315,815		
子会社に対する所有持分の変動		278,266		
自己株式の取得				△296
自己株式の処分		△41,670		41,670
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△264	
その他		△1,422		
所有者との取引額等合計	―	550,989	△264	41,373
当期末残高	10,000	26,145,713	7,498,782	△1,745,362

	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	205,823	29,422,752	31,456	29,454,208
当期利益		2,100,104	2,603	2,102,707
その他の包括利益	130,255	130,255		130,255
包括利益合計	130,255	2,230,360	2,603	2,232,963
株式報酬取引		315,815		315,815
子会社に対する所有持分の変動		278,266	53,521	331,788
自己株式の取得		△296		△296
自己株式の処分		―		―
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	264	―		―
その他		△1,422		△1,422
所有者との取引額等合計	264	592,363	53,521	645,885
当期末残高	336,343	32,245,476	87,581	32,333,057

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

１．連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、ＩＦＲＳで求められる開示事項の一部を省略しております。

２．連結の範囲に関する事項

(1) 子会社数　　13社

(2) 主要な子会社の名称

株式会社PKSHA Workplace、株式会社アイテック、
株式会社PKSHA Associates、株式会社PKSHA Communication、
株式会社トライアンフ

当連結会計年度において、株式の取得に伴い、株式会社トライアンフ他１社を連結の範囲に含めております。

３．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社及び共同支配企業数　　７社

主要な関連会社及び共同支配企業の名称
PKSHA SPARXアルゴリズム１号投資事業有限責任組合、
株式会社ダイレクトクラウド、アーニーMLG株式会社、
PKSHAアルゴリズム２号投資事業有限責任組合

当連結会計年度において、会社清算に伴い、関連会社１社を持分法の適用範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、株式の取得に伴い、関連会社１社を持分法の適用範囲に含めております。

(2) 連結計算書類には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日と同じ日とすることが実務上不可能であるために決算日が異なる関連会社が含まれております。当該決算日の差異はすべて３ヶ月以内であり、当社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象の影響については調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

金融商品

① 非デリバティブ金融資産

金融資産はその当初認識時に、金融資産の管理に関する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの両方に基づき、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、非デリバティブ金融資産を契約当事者となった時点で当初認識しております。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時、公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」という。)に基づき測定しております。また、当初認識後は実効金利法を適用した総額の帳簿価額から減損損失を控除しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に、公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しております。

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

ただし、当連結会計年度末において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品はありません。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、以下に関しては、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

- 報告日時点で信用リスク（すなわち、金融商品の予想残存期間にわたり債務不履行が発生するリスク）が低いと判断された負債性金融商品

・　当初認識時から信用リスクが著しく増大していない、上記を除く金融資産

なお、営業債権及び契約資産は上記に関わらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。上記記載の全期間の予想信用損失とは、金融商品の予想残存期間にわたり発生する可能性のあるすべての不履行事象によって生じる予想信用損失であります。また、12ヶ月の予想信用損失とは、報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象によって生じる予想信用損失であります。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しており、期日経過情報のほか、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。また、債務者の重大な財政的困難、契約上の支払期日の著しい延滞、債務の否認等により債権の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合には、債務不履行として、信用減損金融資産に分類しております。貸倒が法的に確定した場合など、金融資産の全部又は一部の回収見込みが無くなった場合には、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。

②　非デリバティブ金融負債

当社グループでは、金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しており、原則として、償却原価で測定しております。当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

また、当社グループは、特定の子会社について、一定の期間経過後に契約上で定められた方式に基づいて算定された価格で追加の株式を非支配持分から取得する義務を負う先渡契約を締結している場合があります。その場合、先渡契約の現在価値で金融負債を認識し、連結財政状態計算書上「その他の金融負債」に含めております。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消又は失効となった時に認識を中止しております。

③　デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、特定の関連会社について、一定の期間経過後に契約上で定められた方式に基づいて算定された価格で追加の株式等を取得する義務を負う契約を締結しております。当社グループでは、追加持分に係る追加取得の義務をデリバティブとして処理し、公正価値で測定しております。なお、当連結会計年度末において、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引はありません。

棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、主として移動平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

①　認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には資産の取得に直接関連するコスト、資産の解体及び除去コスト、原状回復コストの当初見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれております。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

②　取得後の支出

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされる可能性が高く、かつ取得原価が信頼性をもって測定できる場合に限り資産計上しております。

③　減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

・　建物　　：３年～45年
・　工具、器具及び備品　　：２年～15年
・　その他　　：３年～15年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

のれん及び無形資産

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入れは行っておりません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公正価値で測定し、減損の兆候が存在する場合にはその資産の回収可能価額を見積っております。

内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。内部発生の開発費用は信頼性をもって測定可能で、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額を無形資産として資産計上しております。

事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の耐用年数は以下のとおりであります。

・　ソフトウエア　　：５年
・　顧客関連資産　　：11年～20年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期に、加えて減損の兆候が存在する場合にはその資産の回収可能価額を見積っております。なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループは以下のことを検討しております。

・　契約が特定された資産の使用を含むか。これは明記される場合もあれば黙示的に識別される場合もあり、特定された資産は、物理的に別個のものであるか物理的に別個の資産の稼働能力のほとんどすべてを表すものでなければなりません。供給者が資産を入れ替える実質的な権利を有している場合は、資産は特定されておりません。
・　当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。
・　当社グループが資産の使用を指図する権利を有しているか。資産の使用方法及び使用目的の変更に最も関連性のある意思決定権を有している場合、当社グループはその権利を有しております。資産の使用方法及び使用目的が事前に決定されているまれな場合には、以下のいずれかである場合、当社グループは資産の使用を指図する権利を有しております。
・　当社グループが資産を稼働させる権利を有していて、資産の供給者には当社グループによる稼働指示を変更する権利がないか。
・　当社グループが、資産の使用方法及び使用目的を事前に決定するように、資産を設計したか。

当社グループは、リース要素が含まれる契約の締結時又は見直し時に、契約で合意した対価を、各リース要素及び非リース要素の独立価格の比率に基づいて各要素に按分します。

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加えて算定します。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却します。使用権資産の耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、以下で構成されます。

・ 固定リース料（実質的な固定リース料を含む）。
・ 指数又はレートに基づいて算定される変動リース料。当初測定には開始日現在の指数又はレートを用いる。
・ 残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額。
・ 当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料、及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、又は、実質的な固定リース料が変更された場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

(3) 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。

減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎期同時期及び兆候を識別した場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で測定しております。ただし、個別に重要なのれん及び顧客関連資産が配分された資金生成単位においては、回収可能価額を使用価値により測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者によって承認された直近の事業計画を用いており、事業計画の中で将来の収益は、過去の業績及び市場動向の経営者予測を加味して見積っており、コストは、その収益の変動を加味して見積っております。このため、これらののれん及び顧客関連資産を含む資産グループが属する資金生成単位において、見込んでいた将来の事業の成長が達成されない場合や事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があり、これらの結果、連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の振戻しは、金融費用として認識しております。

当社グループは引当金として、主に資産除去債務を認識しております。

資産除去債務は、資産の解体・除去費用、原状回復費用、並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算又は控除し、会計上の見積りの変更として処理しております。

(5) 従業員給付

短期従業員給付について、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(6) 売上収益

当社グループは、IFRS第15号の範囲に含まれる取引について以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております（IFRS第９号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取リース料を除く）。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

1．AI Research & Solution事業

アルゴリズム・知能化技術の事業化を行っており、パートナー企業のニーズに合わせて共同研究開発からソリューションの提供までを一気通貫で実施しております。当該取引により顧客との契約から生じる収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は以下のとおりであります。

- 提供したサービスの期間に応じて月次で請求権を獲得する契約については、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております（アウトプット法）。
- 提供したサービスの期間に応じて月次で請求権を獲得しない契約については、プロジェクトの進捗に伴って履行義務が充足することから見積り総工数に対する累積実際発生工数の割合に基づき収益を認識しております（インプット法）。

また、実オペレーションを通じた製品・サービス開発の一環で、IoT機器からリアル空間のデータをクラウド上に収集し顧客への価値提供を実現するサービスの開発として駐車場機器の販売・駐車場の管理受託を行っております。駐車場機器の販売により顧客との契約から生じる収益は、顧客が検収した時点で支配が顧客に移転されると判断し、収益を認識しております。駐車場の管理受託については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

２．AI SaaS事業

AI Research & Solution事業におけるアルゴリズムの開発成果をもとに、汎用的なニーズに対応するAI SaaSプロダクトを販売しております。当該取引により顧客との契約から生じる収益は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、取引価格は、顧客との契約に基づき顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に重要な変動対価はありません。

(7) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しております。

当期税金は、決算日において制定され又は実質的に制定されている税率を用いて、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付の見積りに、前年度までの未払法人税及び未収還付税を調整したものであります。未払当期税金又は未収当期税金の金額は、法人税に関連する不確実性(該当ある場合)を反映した、支払い、又は受け取ると見込まれる税金金額の最善の見積りによるものであります。これらは、企業結合に関連するもの及びその他の包括利益又は資本に直接認識される項目を除き、当期の純損益にて認識しております。未収法人所得税と未払法人所得税は、特定の要件を満たす場合に相殺しております。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しております。繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額の差額である一時差異並びに繰越欠損金に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が認識できる期間における課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、企業結合ではなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識から生じる一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。また、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識しておりません。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。また、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測し得る期間内に解消し、かつ課税所得を稼得する可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しております。

（会計上の見積りに関する注記）

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定をすることが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

当社グループの連結計算書類で認識した金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

・金融資産の公正価値評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

その他の金融資産　5,095,029千円

② 重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　４．会計方針に関する事項　(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法　金融商品」、「金融商品に関する注記」をご参照ください。

・非金融資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　6,992,689千円

無形資産　5,594,240千円

持分法で会計処理されている投資　1,404,639千円

② 重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法　のれん及び無形資産」、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　４．会計方針に関する事項　(3) 非金融資産の減損」をご参照ください。なお、持分法で会計処理されている投資は、関連会社に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しております。

・繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　368,030千円

② 重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　４．会計方針に関する事項　(7) 法人所得税」をご参照ください。

（連結財政状態計算書に関する注記）

１．資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	5,209千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,523,788千円

３．担保提供資産及び被担保債務

(1) 担保提供資産

現金及び預金	3,594,862千円
建物	18,701 〃
土地	335,890 〃
計	3,949,453千円

また、上記のほか、子会社株式9,647,682千円（連結消去前）を担保に供しております。

(2) 被担保債務

長期借入金（１年内返済予定含む）	3,714,650千円

（連結持分変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

当社の授権株式数、発行済株式数は以下のとおりであります。

（単位：株）

	当連結会計年度末 （2024年９月30日）
株式の種類	無額面普通株式
授権株式数	40,000,000
発行済株式数	
期首：	31,948,000
期中増減	―
期末：	31,948,000

（単位：株）

	当連結会計年度末 （2024年９月30日）
株式の種類	自己株式(普通株式)
自己株式	
期首：	1,011,654
期中増減(注)	△90,122
期末：	921,532

（注）期中増減の主な要因は、コタエル信託株式会社（信託口）が役職員等インセンティブ制度の信託財産として所有している当社株式を87,600株付与したことによる減少であります。

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　　110,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクに晒されます。当社グループのリスクには、主に(1)市場リスク(①株価変動リスク、②金利変動リスク)、(2)信用リスク、(3)流動性リスクが含まれます。

(1) 市場リスク

① 株価変動リスク

当社グループは、事業上の関係を有する企業の株式を保有しており、そのうち、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、定期的に発行体の財務状況等の把握に努め、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことで対応しております。

② 金利変動リスク

当社グループは、運転資金確保などのため金融機関からの借入れを通じて資金調達を行っており、金利変動リスクにさらされております。当社グループでは、金利変動リスクを抑えるため、変動金利相場の現状及び今後の見通しについて適宜モニタリングを実施する方針であります。

(2) 信用リスク

営業債権及びその他の債権、契約資産並びに敷金等の金融資産は、取引相手先の信用リスクに晒されております。当社グループは、これら金融債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っております。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

営業債務及びその他の債務、借入金、リース負債及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を維持することなどにより、当該リスクを管理しております。

2．金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

① 資産

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権等の流動項目は短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

その他の金融商品を構成する投資のうち、上場株式等活発な市場における価格のあるものは、期末日の市場価格を公正価値としております。活発な市場における価格のないものは、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、当該直近の取引価格を公正価値としております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。これらの直近の取引価格が利用できない場合には、割引キャッシュ・フロー法、類似企業比較法又は純資産に基づく評価モデルにより算定しております。割引キャッシュ・フロー法及び類似企業比較法による公正価値の測定は、割引率、株価売上高倍率等の観察可能でないインプットを利用し、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。純資産に基づく公正価値の測定は、発行会社の純資産を基礎とし、必要に応じてその金額を修正して算定しております。

その他の非流動資産の公正価値は、以下を除きリスク調整後割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しており、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

・デリバティブ資産

デリバティブ資産については、外部評価機関を利用し、主としてブラック・ショールズ・モデルに基づき公正価値を算定しております。

② 負債

営業債務及びその他の債務等の流動項目は、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

長期借入金(１年以内返済分も含む)は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法で公正価値を算定しております。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品のうち、帳簿価額と公正価値が合理的な近似値となっていないものについて、公正価値及び連結財政状態計算書における帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2024年９月30日)	
	帳簿価額	公正価値
借入金	3,714,650	3,704,948

借入金の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、公正価値のヒエラルキーはレベル２に該当いたします。

(3) 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、以下のとおり分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格

レベル２：レベル１に分類される相場価格以外で、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル３：観察可能な市場データに基づかない、観察不能なインプット

金融商品のレベル間の振替は、連結会計年度末において認識しております。当連結会計年度において、レベル１とレベル２の間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

当連結会計年度末(2024年９月30日)

(単位：千円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
負債性金融商品(注)１	―	―	832,819	832,819
デリバティブ資産(注)２	―	―	103,545	103,545
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
資本性金融商品(注)１	764,428	―	3,082,258	3,846,686
合計	764,428	―	4,018,623	4,783,051

(注) １．当社グループの資本性金融商品は上場株式と非上場株式で構成され、また、負債性金融商品はファンド投資で構成され、いずれも「その他の金融資産(非流動)」に含めております。上場株式はレベル１、非上場株式及びファンド投資はレベル３に区分しております。

２．当社グループは、特定の関連会社について、一定の期間経過後に契約上で定められた方式に基づいて算定された価格で追加の株式等を取得する義務を負う契約を締結しております。当社グループでは、追加持分に係る追加取得の義務をデリバティブとして取扱い、公正価値で測定しております。当該デリバティブ資産は連結財政状態計算書において「その他の金融資産(非流動)」に含めており、レベル３に区分しております。

(4) レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

当連結会計年度(自　2023年10月１日　至　2024年９月30日)

(単位：千円)

金融資産	資本性金融商品	負債性金融商品	デリバティブ資産
期首残高	2,589,398	584,481	68,157
利得及び損失			
純損益	―	48,498	35,388
その他の包括利益	267,221	―	―
購入	449,996	210,000	―
売却	△74,358	―	―
レベル３からの振替(注)	△149,999	―	―
その他	―	△10,159	―
期末残高	3,082,258	832,819	103,545

(注) 投資先が取引所に上場したことによるレベル１への振替であります。

純損益は、連結損益計算書において、金融収益又は金融費用に含まれております。

（収益認識に関する注記）

１．収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益の分解は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自　2023年10月１日　至　2024年９月30日)

（単位：千円）

		報告セグメント		
		AI Research & Solution	AI SaaS	計
主要なサービス	ストック収益	4,096,301	6,346,021	10,442,322
	フロー収益	5,833,416	617,445	6,450,862
顧客との契約から認識した収益		9,929,718	6,963,467	16,893,185

（注）１．AI Research & Solutionは主として株式会社PKSHA Technology、株式会社アイテック等の売上収益が含まれており、アルゴリズムライセンスの提供や駐車場の管理受託等、継続的に発生する売上収益をストック収益、顧客との共同研究・ソリューションによる売上収益や駐車場機器の販売等をフロー収益としております。

２．AI SaaSには株式会社PKSHA Workplace、株式会社PKSHA Communication、株式会社PKSHA Associatesが提供する各種ソフトウエアプロダクトに係る売上収益が含まれており、利用料金等の継続課金による売上収益をストック収益とし、初期設定等による売上収益をフロー収益としております。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）４．会計方針に関する事項（6）売上収益」に記載しております。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度末 (2024年９月30日)
「営業債権及びその他の債権」に含まれる債権	2,048,604
「営業債権及びその他の債権」に含まれる契約資産（注）１	47,505
契約負債（注）２	509,888

（注）１．契約資産は、主にAI Research & Solution事業におけるソリューション提供について、報告日時点で完了しているがまだ請求していない履行義務に係る対価に関連するものであり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

２．契約負債は顧客からの前受金に関連するものであり、履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは348,080千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（企業結合等に関する注記）

（子会社の取得）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社トライアンフ（以下「トライアンフ」という。）

事業の内容　採用・組織・人事コンサルティング・組織アセスメント・人事アウトソーシング

② 企業結合の主な理由

人事ソリューションを提供するトライアンフをグループに迎えることで、当社グループが展開するAI Solution、AI SaaSとの強いシナジーを見込んでおります。具体的には、当社AI技術を活用した人事ソリューションの付加価値向上やAI SaaSの人事領域における機能拡張等を通じて、高度化する採用・組織・人事における課題解決を目指します。また、トライアンフ社内におけるAI活用を通じた生産性向上にも取り組みます。

トライアンフが対象とする人材サービス市場は、労働力不足という深刻化する社会課題に向き合っており、構造的な規模拡大が見込まれます。当社はトライアンフと協働し、グループとして、顧客企業への価値提供を重ねることを通じて、未来のソフトウエアの社会実装を加速してまいります。

③ 取得日

2024年５月31日

④ 被取得企業の支配を獲得した方法

株式の取得

⑤ 取得した議決権の割合

取得日直前に所有していた議決権比率　―%

取得後の議決権比率　100.0%

(2) 対価

(単位：千円)

内訳	金額
現金	1,686,852

(注) 1．当該企業結合に係る取得関連コストは96,497千円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。

2．取得日後、本株式譲渡契約の定めに従い価格調整等が行われており、上記対価は当該調整後の金額でありますが、一部の決済は決算日後に実施されます。

(3) 取得資産及び引受負債の公正価値、並びにのれん

(単位：千円)

内訳	金額
流動資産（注）2	593,163
非流動資産	514,304
流動負債	△747,448
非流動負債	△219,927
純資産	140,092
のれん（注）3	1,546,759

(注) 1．取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。

2．取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は189,714千円であります。契約上の未収金額は189,714千円であり、回収不能と見積もられる重要なものはありません。

3．当該企業結合により生じたのれんは、AI Research & Solution事業に計上されております。のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額はありません。

(4) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書に含まれている、取得日以降にトライアンフから生じた業績影響は、売上収益が555,892千円、当期利益が52,000千円であります。当該企業結合が当連結会計年度期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、連結計算書類に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,040.29円
基本的1株当たり当期利益	67.78円

(注) 1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数からは、従業員等を対象とする株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の上場に伴う保有株式の売出し)

当社の子会社であった株式会社Sapeetは、2024年10月29日をもって東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。これに伴い、当社は保有株式の一部について売出し(議決権比率は53.5%から37.1%へ減少)を行ったことにより支配を喪失し、同社は当社の関連会社となりました。

本株式譲渡が翌連結会計年度の連結計算書類へ与える影響は、現時点で確定しておりませんが、連結損益計算書の「その他の収益」において関係会社株式売却益205百万円(概算)、残余投資を公正価値で再測定することにより生ずる再評価益750百万円(概算)の発生を見込んでおります。

貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,739,062	流動負債	772,017
現金及び預金	7,581,219	買掛金	105,231
売掛金及び契約資産	412,345	未払金	120,107
前払費用	290,762	未払費用	173,000
短期貸付金	209,000	未払法人税等	63,754
その他	247,878	株式給付引当金	170,515
貸倒引当金	△2,143	契約負債	11,980
固定資産	19,705,571	預り金	17,928
有形固定資産	780,841	その他	109,500
建物	288,570	負債合計	772,017
工具、器具及び備品	163,504	純資産の部	
土地	327,912	株主資本	27,664,256
その他	853	資本金	10,000
無形固定資産	39,162	資本剰余金	25,609,734
ソフトウエア	24,318	資本準備金	12,662,259
その他	14,844	その他資本剰余金	12,947,475
投資その他の資産	18,885,567	利益剰余金	3,755,717
投資有価証券	2,435,733	その他利益剰余金	3,755,717
関係会社株式	15,768,528	オープンイノベーション促進税制積立金	74,999
繰延税金資産	61,766	繰越利益剰余金	3,680,718
長期貸付金	500,000	自己株式	△1,711,195
その他	119,538	評価・換算差額等	△15,136
		その他有価証券評価差額金	△15,136
		新株予約権	23,495
		純資産合計	27,672,616
資産合計	28,444,633	負債純資産合計	28,444,633

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		3,328,288
売上原価		2,114,355
売上総利益		1,213,933
販売費及び一般管理費		1,667,368
営業損失		453,435
営業外収益		
受取利息	12,173	
受取配当金	34,669	
経営管理料	1,160,383	
その他	6,923	1,214,149
営業外費用		
投資事業組合運用損	10,787	
その他	1,610	12,397
経常利益		748,315
特別利益		
信託型ストックオプション関連損失戻入益	438,120	438,120
特別損失		
投資有価証券評価損	20,379	20,379
税引前当期純利益		1,166,056
法人税、住民税及び事業税	203,838	
法人税等調整額	264,684	468,523
当期純利益		697,533

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	12,662,259	12,685,860	25,348,119
当期変動額				
自己株式の取得				
自己株式の処分			261,615	261,615
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			261,615	261,615
当期末合計	10,000	12,662,259	12,947,475	25,609,734

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			自己株式	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	オープンイノベーション促進税制積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	―	3,058,183	3,058,183	△1,729,500	26,686,802
当期変動額					
自己株式の取得				△296	△296
自己株式の処分				18,601	280,216
当期純利益		697,533	697,533		697,533
オープンイノベーション促進税制積立金の積立	74,999	△74,999			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	74,999	622,534	697,533	18,305	977,453
当期末合計	74,999	3,680,718	3,755,717	△1,711,195	27,664,256

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	32,603	32,603	―	26,719,405
当期変動額				
自己株式の取得				△296
自己株式の処分				280,216
当期純利益				697,533
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△47,739	△47,739	23,495	△24,243
当期変動額合計	△47,739	△47,739	23,495	953,210
当期末合計	△15,136	△15,136	23,495	27,672,616

（注）上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

２．重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～45年
工具、器具及び備品	３年～15年
その他	３年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア	５年

３．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

当社の株式交付ガイドラインに基づく役職員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

アルゴリズム・知能化技術の事業化を行っており、パートナー企業のニーズに合わせて共同研究開発からソリューションの提供までを一気通貫で実施しております。当該取引により顧客との契約から生じる収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は以下のとおりであります。

- 提供したサービスの期間に応じて月次で請求権を獲得する契約については、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております（アウトプット法）。
- 提供したサービスの期間に応じて月次で請求権を獲得しない契約については、プロジェクトの進捗に伴って履行義務が充足することから見積り総工数に対する累積実際発生工数の割合に基づき収益を認識しております（インプット法）。

5．その他計算書類の作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の従業員等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

（会計上の見積りに関する注記）

関係会社株式の評価

１．当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式15,768,528千円（子会社株式13,976,607千円、関連会社株式1,791,921千円）を計上しております。このうち13,857,995千円は以下の関係会社の株式によるものであります。

連結子会社	金額（千円）
株式会社PKSHA Communication	5,174,457
株式会社PKSHA Associates	5,716,041
合同会社桜坂１号	1,851,000
合同会社桜坂３号	1,116,497

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減額処理しております。

なお、企業買収において超過収益力等を反映して取得した非上場の関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力等の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続くと予想され、超過収益力等が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り、実質価額まで減額処理しております。

関係会社における事業計画の未達等により、実質価額の回復可能性が十分に裏付けられていると判断できない場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　487,843千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	432,594千円
短期金銭債務	32,158千円
長期金銭債権	500,000千円

３．担保資産

関係会社株式　8,045,457千円

上記の関係会社株式は、子会社である合同会社桜坂１号の長期借入金（一年内返済予定含む）1,177,150千円及び株式会社PKSHA Communicationの長期借入金（一年内返済予定含む）960,000千円並びに子会社である合同会社桜坂３号の長期借入金（一年内返済予定含む）1,577,500千円の担保に供しております。なお、いずれもノンリコースローンであります。

４．取締役に対する金銭債権　28,028千円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	493,408千円
営業取引(支出分)	174,143千円
営業取引以外の取引(収入分)	1,171,927千円

２．信託型ストックオプション関連損失戻入益

過年度に計上した信託型ストックオプション関連損失について、当事業年度に支払実務が進捗したことに伴う金額精緻化により発生した戻入益であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	1,011,654	78	90,200	921,532

（注）１．普通株式の自己株式の増加78株は単元未満株式の買取によるものであります。

２．普通株式の自己株式の減少90,200株のうち87,600株は、コタエル信託株式会社（信託口）が、役職員等へ保有する株式をインセンティブとして付与したことによる減少、2,600株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税	7,766千円
未払賞与	46,809 〃
信託型ストックオプション関連未払金	39,093 〃
投資有価証券	40,059 〃
その他有価証券評価差額金	34,502 〃
その他	19,425 〃
繰延税金資産小計	187,656千円
評価性引当額	△50,925 〃
繰延税金資産合計	136,731千円
（繰延税金負債）	
信託型ストックオプション関連未収入金	48,466千円
その他有価証券評価差額金	26,498 〃
繰延税金負債合計	74,964千円
繰延税金資産純額	61,766千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
（調整）	
税額控除	△3.32%
住民税均等割等	0.33%
株式給付引当金	7.46%
評価性引当額	0.81%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.18%

（関連当事者との取引に関する注記）

１．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

２．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

３．子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社PKSHA Workplace	(所有)直接100.0%	役員の兼任 業務委託 管理業務受託	管理業務受託(注)	634,133	未収入金	69,886
子会社	合同会社PKSHA Technology Capital	(所有)直接100.0%	役員の兼任 業務委託 管理業務受託 資金の提供	資金の回収 貸付金利息(注)	500,000 8,191	短期貸付金 長期貸付金	209,000 500,000
子会社	合同会社桜坂１号	(所有)直接100.0%	役員の兼任	有価証券の担保提供	1,851,000	―	―
子会社	株式会社PKSHA Associates	(所有)直接100.0%	役員の兼任 業務委託 管理業務受託	管理業務受託(注)	320,722	未収入金	37,182
子会社	株式会社PKSHA Communication	(所有)直接100.0%	役員の兼任 業務委託 管理業務受託	有価証券の担保提供	5,174,457	―	―
				管理業務受託(注)	180,218	未収入金	15,729
子会社	合同会社桜坂３号	(所有)直接100.0%	役員の兼任	有価証券の担保提供	1,116,497	―	―
子会社	株式会社Sapeet	(所有)直接53.5%	業務委託 管理業務受託 資金の提供	資金の回収 貸付金利息(注)	450,000 3,353	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）価格その他の取引条件は、子会社との間で締結された契約に基づき決定しております。

（収益認識に関する注記）

連結注記表「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）４．会計方針に関する事項（6）売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産	892.00円
１株当たり当期純利益	22.51円

（注）当事業年度の１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数からは、従業員等を対象とする株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式の数を控除しております。

（重要な後発事象に関する注記）

（子会社の上場に伴う保有株式の売出し）

当社の子会社であった株式会社Sapeetは、2024年10月29日をもって東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。これに伴い、当社は保有株式の一部について売出し（議決権比率は53.5%から37.1%へ減少）を行ったことにより支配を喪失し、同社は当社の関連会社となりました。

本株式譲渡が翌事業年度の計算書類へ与える影響は、現時点で確定しておりませんが、損益計算書において関係会社株式売却益220百万円（概算）の発生を見込んでおります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社ＰＫＳＨＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　野　聡　人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　太　基

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＰＫＳＨＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、及び連結注記表 について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ＰＫＳＨＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社ＰＫＳＨＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　野　聡　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　太　基

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＰＫＳＨＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙの2023年10月１日から2024年９月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月21日

株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　監査等委員会

監査等委員　藤岡大祐　㊞

監査等委員　下村将之　㊞

監査等委員　佐藤裕介　㊞

(注) 監査等委員藤岡大祐、下村将之及び佐藤裕介は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	上野山　勝　也 (1982年７月18日生)	2007年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ入社 2012年10月　㈱ＡｐｐＲｅＳｅａｒｃｈ設立(現当社)取締役 2014年４月　東京大学 消費インテリジェンス寄付講座特任助教 2016年４月　㈱PKSHA Capital(現㈱LUCE Capital)代表取締役(現任) 2016年６月　当社代表取締役(現任) 2016年10月　㈱BEDORE(現㈱PKSHA Workplace)取締役(現任) 2019年７月　㈱アイテック取締役(現任) 2021年６月　㈱アシリレラ(現㈱PKSHA Associates)取締役(現任) 2021年６月　弁護士ドットコム㈱社外取締役(現任) 2021年６月　㈱PRAZNA(現㈱PKSHA Communication)取締役(現任) 2023年10月　デジタル庁参与(現任) 2024年５月　㈱トライアンフ取締役(現任)	10,561,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	水谷健彦 （1973年１月31日生）	1995年４月　㈱山野楽器入社 1997年１月　㈱テイハツ入社 1997年５月　㈱グランドベスト入社 1997年８月　㈱リクルート人材センター（現㈱リクルート）入社 2001年４月　㈱リンクアンドモチベーション入社 2008年３月　㈱リンクアンドモチベーション取締役 2013年５月　㈱ＪＡＭ設立代表取締役（現任） 2015年１月　㈱フィールドマネージメント・ヒューマンリソース取締役 2017年６月　当社社外取締役（現任） 2021年６月　AnyMind Group㈱　Managing Director就任（現任） 2022年３月　㈱Sharing Innovations 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ＪＡＭ代表取締役 AnyMind Group㈱　Managing Director	12,800株
3	吉田行宏 （1958年５月28日生）	1983年５月　㈱赤トリヰ入社 1994年12月　㈱MACプロジェクツ設立代表取締役 1996年１月　㈱ガリバーインターナショナル入社 1996年５月　㈱ガリバーインターナショナル取締役 2012年８月　㈱アイランドクレア設立代表取締役（現任） 2013年９月　㈱京橋ファクトリー（現㈱オトナル）取締役（現任） 2014年２月　㈱FiNC社外取締役（現任） 2014年４月　㈱LIFE PEPPER設立代表取締役（現任） 2016年６月　ライフスタイルアクセント㈱取締役（現任） 2016年９月　㈱POL（現㈱LabBase）取締役就任（現任） 2019年12月　当社社外取締役（現任） 2021年３月　㈱Rec Loc取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アイランドクレア代表取締役 ㈱LIFE PEPPER代表取締役	25,000株

（注）１.各監査等委員でない取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.当社は水谷健彦氏及び吉田行宏氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
３.当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役などの役員全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が取締役、監査役などの役員の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
４.水谷健彦及び吉田行宏の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５.水谷健彦及び吉田行宏の両氏は企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任するものであります。
６.水谷健彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって７年６ヶ月となります。
７.吉田行宏氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
８.各監査等委員でない取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2024年９月30日現在のものであります。
９.上野山勝也氏が所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社LUCE Capitalが所有する株式数を含んでおります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	藤岡大祐 （1981年７月８日生）	2004年12月　新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年１月　㈱ヤマトキャピタルパートナーズ(現㈱YCP Japan)入社 2016年６月　当社監査役 2016年10月　㈱BEDORE(現㈱PKSHA Workplace)監査役 2018年６月　㈱日本医療データセンター(現㈱JMDC)監査役 2018年12月　ログリー㈱社外取締役(監査等委員) 2019年４月　㈱JMDC社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年４月　ヒューマンライフコード㈱監査役(現任) 2020年12月　当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年１月　ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人)　代表パートナー 2021年３月　株式会社トリドリ監査役(現任) 2022年２月　ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー(現任) (重要な兼職の状況) ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー	30,000株
2	下村将之 （1981年10月14日生）	2014年２月　下村総合法律事務所 設立 所長(現任) 2016年６月　当社監査役 2018年11月　㈱リンケージ社外監査役 2020年６月　NKメディコ㈱(現㈱プリメディカ)社外取締役(監査等委員) 2020年12月　当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年２月　㈱L 設立 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 下村総合法律事務所所長 ㈱L代表取締役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	佐藤裕介 (1984年４月25日生)	2008年４月　グーグル㈱入社 2011年５月　㈱フリークアウト(現㈱フリークアウト・ホールディングス)入社 2012年６月　㈱フリークアウト(現㈱フリークアウト・ホールディングス)取締役 2016年12月　当社監査役 2017年１月　㈱フリークアウト・ホールディングス代表取締役社長 2018年２月　㈱フリークアウト・ホールディングス取締役 2018年２月　ヘイ㈱(現STORES㈱)代表取締役社長(現任) 2020年12月　当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) STORES㈱代表取締役社長	4,800株

（注）１.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.当社は藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

３.当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役などの役員全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が取締役、監査役などの役員の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

４.藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏の各候補者は社外取締役候補者であります。なお、当社は、各候補者を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５.藤岡大祐氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。

6.下村将之氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
7.佐藤裕介氏は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
8.藤岡大祐氏、下村将之氏及び佐藤裕介氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。また、各氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。
9.各監査等委員である取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2024年９月30日現在のものであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区神田駿河台三丁目11番１号
三井住友海上駿河台新館３Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ御茶ノ水ジョイント３Ａ＋３Ｂ＋３Ｃ
電話（03）5283―6211

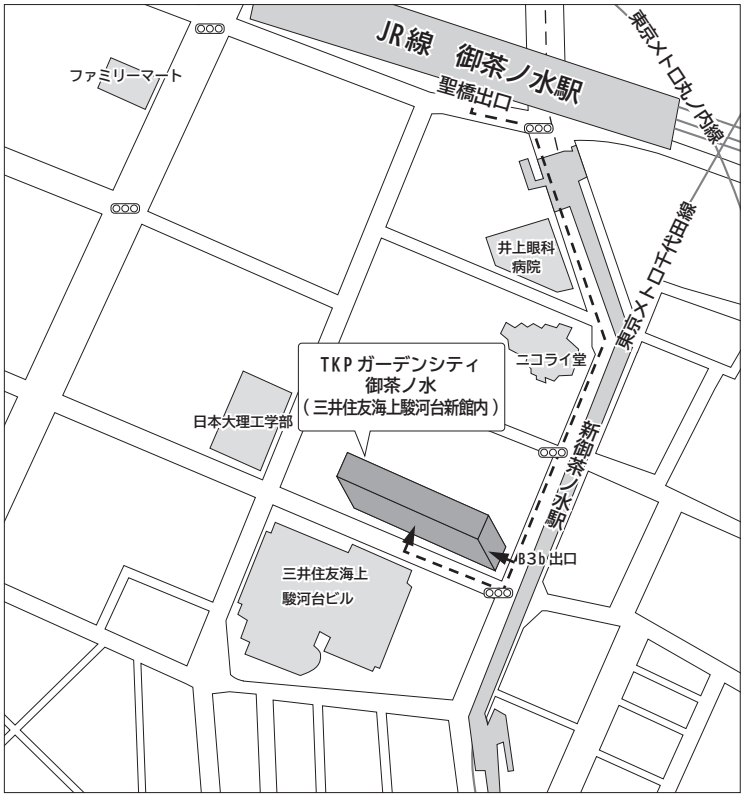

- ＪＲ「御茶ノ水駅」聖橋出口 徒歩４分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」Ｂ３b出口 直結
- 都営新宿線「小川町駅」Ｂ３b出口 直結
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」Ｂ３b出口 直結